

多摩区役所生田出張所建替事業 入札説明書

平成 31 (2019) 年 4 月 17 日

川崎市

目 次

1	公告日	1
2	発注者	1
3	事業概要	1
	(1) 事業名称	1
	(2) 対象施設	1
	(3) 事業場所	1
	(4) 事業内容	1
	(5) 要求水準	2
	(6) 事業期間	2
	(7) 協定等の締結	3
	(8) 事業費の支払等	3
4	入札手続日程	4
5	入札参加資格	4
	(1) 入札参加者の構成	4
	(2) 構成企業の入札参加資格要件	5
6	担当部署	8
7	入札参加資格の確認（第一次審査）等	8
	(1) 参加表明書及び第一次審査資料の提出	8
	(2) 入札参加資格の確認	9
	(3) その他	9
8	競争参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明	9
	(1) 説明の要求	9
	(2) 理由の回答	10
9	本入札説明書に関する質問	10
10	入札書及び第二次審査資料の提出	11
11	入札方法等	11
	(1) 入札方法	11
	(2) 入札の辞退	12
	(3) 公正な入札の確保	12
	(4) 入札の取りやめ等	12
	(5) 入札価格の記載	12
	(6) 予定価格	12
	(7) その他	13

12	計画提案	13
	(1) 計画提案の作成	13
	(2) 計画提案の著作権等の取扱い	13
	(3) その他	13
13	入札保証金及び契約保証金	14
	(1) 入札保証金	14
	(2) 契約保証金	14
14	開札	14
15	入札の無効	14
16	落札者の決定方法等	15
	(1) 落札者の決定方法	15
	(2) 落札者決定の体制	15
	(3) 落札者の決定手順	15
17	事業契約の締結	17
18	その他	17
	添付資料一覧	19

多摩区役所生田出張所建替事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）については、関係法令の定めるものの他、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

1 公告日

平成 31（2019）年 4 月 17 日

2 発注者

川崎市長 福田 紀彦（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 1 項に定める出張所が設けられる庁舎（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に定める庁舎）の管理者）

3 事業概要

（1）事業名称

多摩区役所生田出張所建替事業

（2）対象施設

① 名称

多摩区役所生田出張所

② 種類

地方自治法第 252 条の 20 第 1 項に定める出張所が設けられる庁舎（PFI 法第 2 条第 1 項第 2 号に定める庁舎）

（3）事業場所

川崎市多摩区生田 7 丁目 16-1

（4）事業内容

① 事業目的

本事業は、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、従来の出張所機能に加え、身近な地域のコミュニティ拠点としての機能の拡充が図られた多摩区役所生田出張所（以下「本施設」という。）を整備して買い入れることを目的とする。

② 事業概要

本事業の実施を担う民間事業者（以下「事業者」という。）は、自らの責任と費用負担により本施設の建築主及び原始取得者となり、事業場所の用地（以下「整備用地」と

いう。)に本施設を整備した上で本施設を未使用のまま川崎市(以下「本市」という。)に譲渡する、いわゆるB T (Build-Transfer)方式と呼ばれる手法により実施する。

③ 業務内容

事業者は、本事業の実施にあたり、次のア及びイに掲げる業務を実施するものとし、各業務の詳細については、「多摩区役所生田出張所建替事業に関する要求水準書」(資料2)(以下「要求水準書」という。)によるものとする。

ア 事業管理業務

本事業の適正かつ確実な遂行を図るために次の(ア)から(ウ)までに掲げる業務を行うものとする。

- (ア) 整備用地の借受者としての敷地管理
- (イ) 本施設の建築主及び原始取得者としての施設整備業務の管理(施設整備業務の総合調整を含む。)
- (ウ) その他本事業の適正かつ確実な遂行を図るために必要な業務

イ 施設整備業務

必要とされる性能等を確保した本施設を整備するために次の(ア)から(オ)までに掲げる業務を行うものとする。

- (ア) 本施設の設計(設計及び設計に必要となる調査、手続等を含む。)
- (イ) 本施設の建設工事(工事及び工事に必要となる調査、手続等を含む。)
- (ウ) 本施設の工事監理
- (エ) 本施設に備える什器備品等の調達設置
- (オ) その他本施設に必要とされる性能等を確保するために必要な業務

(5) 要求水準

本事業は、本市に代わり事業者が公共施設等を整備するものであり、本市自らが本事業を実施する場合に関連する法令、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の他、本市が本事業を実施する場合に適用される要綱又は基準等を遵守又は参考とすることにより達成される次の(ア)から(ウ)に掲げる水準その他の事項(以下、これらを総称して「要求水準」という。)を満たすものとし、詳細については要求水準書(資料2)によるものとする。

- (ア) 本事業の事業管理の状態
- (イ) 本施設の性能
- (ウ) 施設整備業務の成果の水準

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の本

契約を締結した日（川崎市議会において事業契約の本契約の締結についての議決が得られた日であり、平成 31（2019）年 10 月上旬頃を予定。）から平成 33（2021）年 5 月 31 日までとする。

ただし、事業者は自らの提案に基づいて平成 33（2021）年 5 月 31 日以前に定めた日までに本施設を完成させた上で本市に引渡すものとする

（7）協定等の締結

本市は、本件入札により落札者となった事業者を相手方として事業契約を締結することにより事業者に本事業を実施させるものとする。ただし、本市と事業者との間で締結した事業契約は、川崎市議会において事業契約の本契約の締結についての議決が得られるまでは仮契約とし、川崎市議会の議決が得られることにより本契約が締結されたことになるものとする。なお、事業契約の詳細は「多摩区役所生田出張所建替事業に関する事業契約書（案）」（資料 1）を参照のこと。

（8）事業費の支払等

本市は、事業契約の定めるところにより事業者から本施設の引渡しを受けた後、本事業の実施による対価（以下「事業費」という。）の全額を事業者に一括して支払うものとする。なお、事業費の内訳は表 1 のとおりとする。

表 1. 事業費の内訳

事業費の構成		費用の内容	
事業費	本施設	設計費用	本施設の設計を実施するために必要な一切の費用（設計に関して必要な調査費用及び行政手続に関する費用等を含む。）。
	整備	工事費用	本施設の建設工事を実施するために必要な一切の費用（建設工事に関して必要な調査費用、電波障害対策費用及び行政手続に関する費用等を含む。）。
	費	工事監理費用	本施設の工事監理を実施するために必要な一切の費用。
	費	備品等設置費用	本施設に備える什器備品等の調達設置を実施するために必要な一切の費用。
		その他費用	事業管理業務を実施するために必要な費用（建中金利（本施設の整備にあたり一時的な資金負担に伴い必要となる金利）を含む。）。
		消費税等	設計費用、工事費用、工事監理費用、備品等設置費用及びその他費用の支払いに伴い必要となる消費税及び地方消費税。

4 入札手続日程

本件入札の手続日程については、表2のとおりを予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表2. 入札公告日以降の入札手続日程

日程	手続等
平成 31 (2019) 年 4 月 17 日	入札公告
平成 31 (2019) 年 4 月 17 日 ～平成 31 (2019) 年 5 月 8 日	本入札説明書に関する質問 (第 1 回) の受付期間
平成 31 (2019) 年 4 月 17 日 ～平成 31 (2019) 年 6 月 4 日	参加表明書及び第一次審査資料の受付期間
平成 31 (2019) 年 5 月 22 日	本入札説明書に関する質問 (第 1 回) への回答公表
平成 31 (2019) 年 5 月 23 日 ～平成 31 (2019) 年 5 月 31 日	本入札説明書に関する質問 (第 2 回) の受付期間
平成 31 (2019) 年 6 月 4 日	本件入札参加資格確認基準日
平成 31 (2019) 年 6 月 11 日	第一次審査結果の通知
平成 31 (2019) 年 6 月 12 日 ～平成 31 (2019) 年 6 月 20 日	本件入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明の受付期間
平成 31 (2019) 年 6 月 14 日	本入札説明書に関する質問 (第 2 回) に対する回答公表
平成 31 (2019) 年 7 月 1 日	本件入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の回答通知期限
平成 31 (2019) 年 7 月 12 日	入札書及び第二次審査資料の提出
平成 31 (2019) 年 7 月 下旬頃	第二次審査資料に関するヒアリング
平成 31 (2019) 年 8 月 2 日	開札及び落札者の決定
平成 31 (2019) 年 8 月 9 日	事業契約 (仮契約) の締結期限
平成 31 (2019) 年 10 月 月上旬頃	事業契約の締結に関する議決 (予定)
平成 33 (2021) 年 5 月 31 日	本施設の完成及び譲渡期限

5 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成

- ① 本件入札に参加する民間事業者 (以下「入札参加者」という。) は、本事業における次のア及びイに掲げる全ての業務を実施する一者又は複数の民間事業者 (以下「構成企業」という。) から構成されるものとする。

ア 事業管理業務

イ 施設整備業務

なお、一者がア及びイの全ての業務を実施すること、又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業で分担することは差し支えないものとする。

ただし、事業管理業務を実施する構成企業（以下「代表企業」という。）については一者とし、複数の構成企業が事業管理業務を分担することはできないものとする。

② 代表企業は、入札参加者を代表し、本件入札に係る手続を行うものとし、本件入札の手続において落札者となった場合には、事業者として本市との間で事業契約を締結するものとする。

③ 本件入札における参加資格確認資料の提出期限日（以下「本件入札参加資格確認基準日」という。）以降において、構成企業の変更及び追加は認めないものとする。

ただし、特段の事情があると本市が判断した場合は、代表企業以外の構成企業について変更を認める場合がある。なお、この場合においても、変更により新たな民間事業者が構成企業となる場合は、当該企業が本件入札参加資格確認基準日において構成企業の参加資格要件を満たしていなければならないものとする。

④ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

⑤ 構成企業の親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社）又は子会社（同条第 3 号に規定する子会社）及び関連会社（財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項に規定する関連会社）に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業となることはできないものとする。

⑥ 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできないものとする。

（２）構成企業の入札参加資格要件

① 共通の要件

構成企業は、次の要件を全て満たさなければならないものとする。

ア 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 3 条第 1 項に定める有資格者名簿（平成 31・32 年度競争入札参加資格有資格者名簿）において登録を認められている者であること。

なお、有資格者名簿に登録されていない企業が本件入札に参加を希望する場合には、平成 31（2019）年 5 月 15 日（水曜日）までに平成 31・32 年度業者登録の随時申請の手続を行い、有資格者名簿に登録を認められている者であること。

随時申請の手続については、下記の川崎市のホームページを参照のこと。

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/category/253-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ウ P F I 法第 9 条の規定に該当する者でないこと。
- エ 本件入札参加資格確認基準日から開札の時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和 63 年 9 月川崎市要綱）による本市の指名停止措置を受けている者でないこと。
- オ 経営不振の状態にあると認められる次のいずれかに該当していないこと。
- a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てがなされている。ただし、更生計画が認可された者（建設工事を実施する者については、更生手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者に限ります。）を除く。
 - b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てがなされている。ただし、再生計画が認可された者（建設工事を実施する者については、更生手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者に限ります。）を除く。
 - c 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定により破産手続開始の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議の申立てがなされている。
 - d 会社法第 511 条の規定により特別清算開始の申立てがなされている。
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けていないこと。
- キ 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に基づき、次の a から g までのいずれかに該当する者でないこと。
- a 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団である者
 - b 自らの役員等が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - c 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者
 - d 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者
 - e 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - f 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者

g 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者

ク 直近の1営業年度において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ケ 直近の1営業年度において、川崎市税を滞納していないこと。

コ 次に示す者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。なお、資本面又は人事面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の2分の1を超える普通株式を有している者、当該企業の出資の総額の2分の1を超える出資をしている者又は当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者とします。

a 本市が本事業に関する検討を委託している者である株式会社日建設計総合研究所

b 本市が本件入札に関して設置する「多摩区役所生田出張所建替事業の事業者選定に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)の委員又は委員が属する企業又は団体

② 代表企業に関する要件

代表企業は、次の要件を満たすものとする。

ア 2階建て以上で法定延床面積 1,000 m²以上の規模を有する施設の整備及び譲渡に関する実績を有する者であること。

③ 設計企業に関する要件

施設整備業務のうち本施設の設計を実施する構成企業(以下「設計企業」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っている者であること。

イ 2階建て以上で法定延床面積 1,000 m²以上の規模を有する施設の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有する者であること。

④ 建設企業に関する要件

施設整備業務のうち本施設の建設工事を実施する構成企業(以下「建設企業」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 2階建て以上で法定延床面積 1,000 m²以上の規模を有する施設の建設工事を完了した実績を有する者であること。また、当該実績は、元請負人として受注し、かつ、1の契約によりなされたものとし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が2分の1以上であるものに限る。

⑤ 工事監理企業に関する要件

施設整備業務のうち本施設の工事監理を実施する構成企業(以下「工事監理企業」と

いう。)は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

イ 2階建て以上で法定延床面積 1,000 m²以上の規模を有する施設の工事監理業務を完了した実績を有する者であること。

⑥ 備品等設置企業に関する要件

施設整備業務のうち本施設に備える什器備品等の調達設置を実施する構成企業（以下「備品等設置企業」という。）は、次の要件を満たすものとする。

ア 2階建て以上で法定延床面積 1,000 m²以上の規模を有する施設における什器備品等の調達設置を実施した実績を有する者であること。

6 担当部署

① 担 当 川崎市市民文化局市民生活部企画課

② 所在地 〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-2
川崎フロンティアビル 9 階

③ 電 話 044-200-2023

④ F A X 044-200-3707

④ E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

⑤ U R L [http:// www.city.kawasaki.jp](http://www.city.kawasaki.jp)

7 入札参加資格の確認（第一次審査）等

(1) 参加表明書及び第一次審査資料の提出

本件入札への参加を希望する民間事業者（以下「入札参加希望者」という。）は、本件入札に参加することを表明し、前記 5 に掲げる入札参加資格（「以下、「本件入札参加資格」という。）を有することを証明するため、「多摩区役所生田出張所建替事業に関する提出書類の記載要領」（資料 4。以下「記載要領」という。）に従い「参加表明書」（様式 2）の他、第一次審査資料として入札参加資格確認申請書（様式 3）及びその他の入札参加資格確認資料（以下、参加表明書及び第一次審査資料を総称して「参加表明書等」という。）を作成のうえ、次の要領により提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び本件入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本件入札に参加することができない。

① 提出書類

提出書類は記載要領に従い作成すること。

② 受付期間

平成 31（2019）年 4 月 17 日（水曜日）から同年 6 月 4 日（火曜日）までの期間の土

曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）まで

- ③ 提出方法
持参により提出すること。
- ④ 提出場所
前記6に同じ。

(2) 入札参加資格の確認

本市は、本件入札参加資格確認基準日である平成31(2019)年6月4日(火曜日)において、本件入札参加資格の有無を確認し、その結果を同月11日(火曜日)までに入札参加希望者の代表企業に通知する。

なお、本件入札参加資格があると認められた入札参加希望者(以下「入札参加者」という。)は、事業契約の本契約を締結するまでの間、本件入札参加資格を有していなければならない。

(3) その他

- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ② 本市は、提出された参加表明書等を本件入札参加資格の確認以外の目的で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書等は、落札者の決定後、落札者以外の者から提出されたものについては当該書類を提出した者に確認のうえ、本市で廃棄し、又は提出した者へ返却する。
- ④ 特段の事情があると本市が判断し、代表企業を除く構成企業の変更又は追加並びに実施予定業務の変更を認めた場合を除いては、本件入札参加資格確認基準日以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、入札参加希望者は、本入札説明書を熟読し、脱漏又は不備等が無いように特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
- ⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先は前記6に同じ。

8 競争参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

(1) 説明の要求

第一次審査の結果として本件入札参加資格が無いと認められた者は、その理由について、本市に対して次の要領により書面(書式は自由)を提出し、説明を求めることができる。

- ① 受付期間
平成31(2019)年6月12日(水曜日)から同月20日(木曜日)までの期間の土曜

日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）まで

② 提出方法

書面の電子ファイルを電子メールに添付して送信すること。なお、電子メールの送信後には、前記6の担当部署に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。③ 提出場所
前記6の電子メールのアドレス宛に送信すること。

(2) 理由の回答

本市は、本件入札参加資格が無いと認められた者からその理由についての説明を求められたときは、その者に対して平成31(2019)年7月1日(月曜日)までに書面により回答する。

9 本入札説明書に関する質問

本入札説明書に関する質問がある場合は、記載要領に従い「質問書」(様式1)を作成のうえ、次の要領により提出すること。

① 受付期間

ア 第1回の質問受付期間

平成31(2019)年4月17日(水曜日)から5月8日(水曜日)までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）まで

イ 第2回の質問受付期間

平成31(2019)年5月23日(木曜日)から同月31日(金曜日)までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）まで

② 質問ができる者

第1回は参加表明書等の提出を予定している入札参加希望者とし、第2回は参加表明書等を提出した入札参加希望者の代表企業とする。

③ 提出方法

質問書は、記載要領に従い作成した電子ファイルとし、当該電子ファイルを電子メールに添付して送信すること。なお、電子メールの送信後には、前記6の担当部署に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

④ 提出場所

前記6の電子メールのアドレス宛に送信すること。

⑤ 回答公表

ア 第1回の質問への回答

平成31(2019)年5月22日(水曜日)を回答予定日とし、前記6のホームページ

に掲載する。なお、第1回の質問のうち第一次審査に係る質問については、当該回答予定日より早くに回答を公表することがあるものとし、前記6のホームページに掲載する。

イ 第2回の質問への回答

平成31(2019)年6月14日(金曜日)を回答予定日とし、前記6のホームページに掲載する。

10 入札書及び第二次審査資料の提出

入札参加者は、記載要領に従い、入札書(様式14)の他、第二次審査資料として本事業の実施に関する計画及び技術提案を記載した提案書(以下「計画提案」という。)を作成し、次の要領により提出すること。また、入札書及び第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

なお、以下の提出日時までに入札書及び第二次審査資料を提出しない入札参加者は本件入札に参加することができない。

① 提出日時

平成31(2019)年7月12日(金曜日)午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時までを除く。)まで

② 提出方法

持参により提出すること。

③ 提出場所

前記6に同じ。

11 入札方法等

(1) 入札方法

① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に関する質問への回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

② 入札書は第二次審査資料とともに持参すること。

③ 入札書は、記載要領に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の代表企業の名称を表記し、前記10①に示す時刻までに、第二次審査資料とともに提出しなければならない。

④ 入札書の提出は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に本事業の事業名を記載して提出しなければならない。

⑤ ④の入札書は前記10①に示す時刻までに到着しないものは無効とする。

⑥ 入札書の提出にあたっては、本市により本件入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と中封筒の間に入れること。

⑦ 入札参加者は、代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、記載要領に従い、その委任状(様式15)を作成し、⑥

と同様に委任状を表封筒と中封筒の間に入れること。

- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札における他の入札参加者の代理人をすることができない。
- ⑨ 入札参加者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札参加者の代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、記載要領に従い「入札辞退届」(様式 11)を作成のうえ、前記 6 に持参して提出すること。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 入札価格の記載

入札参加者は見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含まない額)を入札書に記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

なお、消費税及び地方消費税の税率については、平成 31(2019)年 10 月 1 日(火曜日)以降に適用される税率(10%)とすること。

(6) 予定価格

471,332,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)

(7) その他

- ① 入札執行回数は1回とする。
- ② 本件入札は入札参加者が一者の場合においても入札を実施する。

12 計画提案

(1) 計画提案の作成

計画提案の構成は次のとおりとし、記載要領に従い作成すること。また、計画提案の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

ア 計画提案概要

イ 事業計画提案（事業管理業務計画、施設整備業務計画等）

ウ 施設計画提案（本施設取扱説明書、意匠計画、構造計画、設備計画等）

(2) 計画提案の著作権等の取扱い

① 著作権等

計画提案の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他本市が本事業に関して必要と認める範囲において、本市は、これを無償で使用するものとする。

また、選定に至らなかった入札参加者の計画提案については、落札者の決定後、当該書類を提出した入札参加者に確認のうえ、本市で廃棄し、又は入札参加者へ返却するものとする。

② 特許権等

計画提案に記載された提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、管理又は運営方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

③ 資料の公開

本市は、落札者の決定後、本件入札の結果の公表の一環として、必要に応じて入札参加者から提出された計画提案（選定に至らなかった入札参加者からの計画提案を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該入札参加者の代表企業と協議して対応する。

(3) その他

- ① 本件入札において本市が入札参加者に提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- ② 入札参加者は複数の提案を行うことはできない。

- ③ 入札書及び第二次審査資料は、提出後には変更できない。
- ④ 計画提案に関する問い合わせ先は、前記6に同じ。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 9 条第 2 号の定めるところにより免除する。

(2) 契約保証金

事業者は、事業契約の履行を確保するため、事業契約の締結時に事業費の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として本市に納付するものとし、本市は事業者からの本施設の引き渡し完了後、速やかに利息を付与せず当該契約保証金を事業者に返還する。

また、契約保証金の納付は、国債、地方債及び川崎市契約規則第 32 条第 2 項に規定する「市長が確実と認める担保」の提供をもって代えることができるものとし、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定（本市を被保険者とする履行保証保険の付保等）に該当する場合には、契約保証金を納付しないこともできるものとする。

14 開札

- ① 日時
平成 31（2019）年 8 月 2 日（金曜日）午後 3 時
- ② 場所
川崎市市民文化局市民生活部企画課
川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9 階
- ③ その他
入札参加者の代表企業又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 本件入札参加資格のない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 「参加表明書」（様式 2）に記載された代表企業以外の者のした入札
- ④ 「参加表明書」（様式 2）その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑤ 入札参加者の記名押印を欠く入札
- ⑥ 金額を訂正した入札

- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 本件入札において他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- ⑩ その他本入札説明書において示した条件等に違反した入札

16 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

本市は、価格及びその他の条件が最も有利な提案をした者を選定する総合評価一般競争入札（地方自治法第 234 条第 3 項ただし書及び地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に定める一般競争入札をいう。以下同じ。）により落札者を決定する。

(2) 落札者決定の体制

本市は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するにあたり、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項により発注者が意見を聴くことを目的とした懇談会を設置する。懇談会は、本件入札における落札者決定基準、当該落札者決定基準に基づいた落札者の決定に関する事項について意見を述べ、本市はこれらの意見を聴いて落札者決定基準及び落札者の決定を行う。

懇談会の委員構成は以下のとおり。

- | | | |
|----|-------|-----------------------------|
| 委員 | 田中 友章 | 明治大学理工学部建築学科教授 |
| 委員 | 藤枝 香織 | 一般社団法人ソーシャルコーディネーターかながわ副理事長 |
| 委員 | 吉田 輝久 | 生田地区町会連合会長 |

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本件入札における落札者決定の公表までの間において、本事業に関して、懇談会の委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、懇談会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと本市が判断した場合には、当該入札参加者は入札参加資格を失う。

(3) 落札者の決定手順

本市は、以下の手順により落札者を決定する。

① 第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業を実施する者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本件入札参加資格の有無について確認する。

本市は、入札参加希望者が提出した参加表明書等について、資料作成の不備の有無及

び本件入札参加資格の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び本件入札参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、入札書及び第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、有資格者であると認められた入札参加者は、入札書及び第二次審査資料を提出することができる。

② 第二次審査

第二次審査は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、入札参加者が提出した計画提案を審査するものであり、「多摩区役所生田出張所建替事業に関する落札者決定基準」（資料3。以下「選定基準」という。）に従い審査を行う。

なお、第二次審査の過程において計画提案を提出した入札参加者を対象としたヒアリングを実施する予定であり、ヒアリングの日時については追って通知する。

ア 基礎審査

本市は、入札参加者が提出した計画提案について、資料作成の不備の有無、要求水準書に示された計画条件に基づいて要求水準を満たせるような計画提案内容であること、本入札説明書に示した契約条件に則っていることを確認し、資料作成に不備があり、要求水準書に示された計画条件に違反し、又は要求水準を満たすことができないと認められる計画提案を提出した入札参加者を不合格とする。

イ 提案審査

本市は、各入札参加者から提出された計画提案について、その内容が選定基準に基づいて優れていると認められるものは、その程度に応じて採点し、当該採点結果を懇談会に報告する。

懇談会は、本市が報告した提案評価の採点結果に対して意見を述べ、本市はそれらの意見を聴いた上で各入札参加者の提案評価点を決定する。

③ 開札及び価格評価

本市は、提案審査の対象となった計画提案を提出した入札参加者による入札価格が予定価格の範囲内にあることを確認し、選定基準に従い入札価格に応じた価格評価点を決定する。なお、入札価格が予定価格を超えている入札書を提出した入札参加者は失格とする。

④ 総合評価

本市は、計画提案を提出した入札参加者それぞれについて、提案評価点と価格評価点の双方を加算した総合評価点を決定し、総合評価点が最も高い入札参加者を落札者とする。なお、最も高い総合評価点の入札参加者が二者以上あるときは、総合評価点の内訳において提案評価点が最も高い入札参加者を落札者とし、更に最も高い提案評価点の入札参加者が二者以上あるときは当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、前記6のホームページに掲載することにより公表する。

17 事業契約の締結

① 契約書作成の要否

事業契約（資料1）により作成するものとする。なお、契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印刷代など、事業契約の作成に要する費用は落札者の負担とする。

② 事業契約の締結

本市は、落札者となった代表企業との間で事業契約を締結する。また、事業契約は、川崎市議会において事業契約の本契約についての議決が得られるまでは仮契約とし、議決が得られた場合に本契約が締結されたことになるものとする。ただし、本市は、川崎市議会において事業契約の本契約についての議決が得られなかった場合でも、落札者に対していかなる責任も負わないものとする。

③ 契約金額

事業契約における契約金額は、落札者の入札書に記載された金額とする。

④ 事業契約の解除

落札者の決定後、川崎市議会において事業契約の本契約についての議決が得られるまでの間に、落札者の構成企業が本件入札参加資格要件を満たさなくなったときは、仮契約である事業契約を締結しない、又は仮契約である事業契約を締結している場合には、これを解除することがある。この場合、他の入札参加者と随意契約又は再入札を行うことがある。

18 その他

① 本件入札及び協定等の締結に係る手続において交渉は行わない。

② 本件入札及び協定等の締結に係る手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

③ 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。

④ 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

⑤ 本件入札における提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

⑥ 本件入札において本市が計画提案の内容を確認及び評価したことにより、事業者が計画提案の内容に基づいて本事業の適正かつ確実な遂行を図らなければならない責任が軽減されるものではない。

添付資料一覧

本入札説明書の添付資料は次のとおりである。

- 資料 1 多摩区役所生田出張所建替事業に関する事業契約書（案）
- 資料 2 多摩区役所生田出張所建替事業に関する要求水準書
- 資料 3 多摩区役所生田出張所建替事業に関する落札者決定基準
- 資料 4 多摩区役所生田出張所建替事業に関する提出書類の記載要領
- 資料 5 多摩区役所生田出張所建替事業の入札手続に係る様式集

